

令和6年4月介護報酬改定に伴う主な加算の取り扱いについて

サービス種類	加算項目	変更点		既存事業所の取扱い
		変更前	変更後	
51：介護老人福祉施設サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無	新設	1：減算型 2：基準型	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす ※R6.4届出については下記URLより電子申請で受付
	業務継続計画算定の有無	新設	1：減算型 2：基準型	<a href="https://tzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/r6kakunin">https://tzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/r6kakunin</a>
	生産性向上推進体制加算	新設	1：なし 2：加算Ⅰ 3：加算Ⅱ	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新設	1：なし 2：あり	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	新設	1：なし 2：あり	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす
	個別機能訓練加算	1：なし 2：あり	1：なし 3：加算Ⅰ 4：加算Ⅱ 5：加算Ⅲ	3：加算Ⅰ 4：加算Ⅱ 5：加算Ⅲに該当する場合は、新たな加算の届出が必要になる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
	認知症チームケア推進加算	新設	1：なし 2：加算Ⅰ 3：加算Ⅱ	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす